



発行所 鹿児島市秘書課
編集人 藤山良弘
発行人 藤山良弘
南日本新聞社印刷局

市の現勢

人口	男	147,016
	女	162,309
	計	309,325
世帯数		81,869

(2月1日しらべ)

共同納税相談所の開設

今年から新しい試みとして、三月一日から十五日まで、鹿児島税務署内に共同納税相談所が設けられます。共同納税相談所では、所得税の確定申告についての相談に応じるほか、市・県民税や事業税の申告相談にも応じます。このため、所得税の確定申告をなさる方、および延納の取扱いを希望される方はどうぞご利用ください。なお、所得税確定申告書の提出期限は三月十五日です。

控除は申告した人だけに

事業所得者などはもれなく

昨年、地方税法が改正されて、市・県民税を課税する方法が大きく変わりました。なかでも、最も大きな改正は、申告制度が強められたことです。

したがって、申告をおこたったり記載事項をもらしたりしますと、いろいろな控除が受けられないために、税額にも大きく影響します。すでに皆さんのお家にも申告書が届いたことと思いますが、次のことに注意して三月二十日までに申告書を出してください。

所得税はへり県民税がふえた

昨年の改正によって、所得税を減税して、そのかわりに県民税をふやし、総体では納税者の負担は変わらないようになったことも大きな特色です。

ところが、その増税された県民税は、市民税といっしょに市役所の職員が徴収しているために、「市民税が高くなった」という多くの苦情が市役所によせられました。

もちろん、所得がふえるに従って税金も高くなるのが普通ですが、このように「住民税が高くなった」原因には、三十六年分はご存じのような好景気のために一般的に所得がふえたことと、県民税が所得税の減税分の肩がわりとして、ふやされたことなどがよくご承知いただきたいと思います。

むしろ市民税は、昨年度において、低所得層の税率引下げ、扶養控除額の引上げ、障害者、老年者、寡婦、勤労学生に対する税額控除の創設などを行なって、約三千万円にのぼる減税をしております。

しかしながら、ここ二、三年の好景気によって、所得の伸びがあまりにも大きいために、減税が実感として受けとれないむきもあるようです。

どんな人が
申告しなければならぬか

◇ことしの一月一日現在で、鹿児島市内に住所があった人は、みんな申告書を出さなければなりません。ただし「三十七年中の所得が給与所得だけで、ほかに所得のなかった人」は申告書を出す必要はありません。

◇しかし、給与所得のほかに、配当や地代、家賃、農業などの所得のあった人は、所得税について確定申告をしなくてもよい人（給与所得以外の所得が五万円未満の人）であっても住民税については申告書を出さなければなりません。

◇また、給与所得だけの人でも、雑損控除や医療費控除などを受けようとする人は、申告書を出さなければなりません。



申告によつて控除されるもの

申告書を出しますと、次のようないろいろの控除を受けられます。しかし、もし申告書を出さない、これらの控除は受けられないこととなりますので、税金が高くなります。

◇所得を計算する時に差し引かれるもの

純損失や雑損失の控除 (県民税)

◇所得から差し引かれるもの

雑損控除 (県民税)

医療費控除 (県民税)

社会保険料控除 (県民税)

生命保険料控除 (県民税)

◇税額から差し引かれるもの

扶養控除 (市民税)

事業専従者控除 (市民税)

障害者控除 (市民税、県民税)

老年者控除 (市民税、県民税)

寡婦控除 (市民税、県民税)

勤労学生控除 (市民税、県民税)

申告しないと高くなる

申告をした時としない時では、税額にどれくらいの違いがあるでしょうか。

夫婦と子供三人の事業所得者を例にとって計算してみますと、次の表のようにになりました。したがって、昨年の所得が三十万円の家庭で申告をしない場合は、市民税が二、六〇〇円、県民税が四、二〇〇円、合計六、八〇〇円もちがってくるわけです。

申告をした時としない時の税額比較表

所得額	区分	申告したとき	申告しな	差額
		円	円	円
30万	市民税	4,970	7,570	2,600
	県民税	100	4,300	4,200
50万	市民税	17,200	19,800	2,600
	県民税	3,380	8,300	4,920
70万	市民税	31,800	34,400	2,600
	県民税	7,350	12,300	4,920

この表は、夫婦と子供3人(15歳以上2人15歳未満1人)の事業所得者で、37年中に支払った社会保険料が7,500円、生命保険料の払込額が35,000円(控除限度額22,500円)、事業専従者(15歳以上の子)1人で控除額5万円として計算してあります。

申告をしななでこんなにかがいます



申告書はもよりの受付所へ

申告書の提出期限は三月二十日です。受付は市役所市民税課、伊敷支所、東桜島支所で行いますが、このほかに皆様のご便宜をはかるため三月十一日から三月二十日まで、市内の小学校なども午後四時まで、市内の小学校などに臨時受付所を設けますので、必ず期限内までに申告してください。

あなたの税額はこうしてきまる

◎市民税

(9万円) (所得金額-基礎控除) × 税率 = 所得割額

(400円) 所得割額 - 税額控除 + 均等割額 = 市民税

◎県民税

(9万円) (所得金額-専従者控除-所得控除-基礎控除)

× 税率 = 所得割額

(100円) 所得割額 - 税額控除 + 均等割額 = 県民税額